

事務所だより

第20号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

出産育児一時金

出産費用の補てん

自然分娩での出産費用には健康保険証は使えません。そのため、出産時の出費が多くなってしまう。そこで、出産にかかるとる費用を補てんする制度があります。この制度を「出産育児一時金」といいます。健康保険の被保険者やその被扶養者が対象です。

負担軽減のために

出産時にまとまった費用を支払わなくてもよい制度が設けられています。この制度を「直接支払制度」といいます。この制度を利用すると、健康保険の被保険者が出産育児一時金を医療機関に直接支払うため、まとまった出産費用を準備する必要がありません。なお、出産費用が出産育児一時金よりも少なかった場合には、その差額が保険者から支給されます。

直接支払制度を利用しないとき

直接支払制度のない医療機関や直接支払制度を利用しないで出産する場合、妊娠四か月（85日）以上であれば出産費貸付制度を利用することができます。この貸付は無利子で、出産育児一時金から精算

されますので、急に医療機関へまとまった費用の支払いが必要となったときに便利な制度です。

「注」産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した

重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度をいいます。

最終回は、退職後の健康保険について掲載いたします。

給付申請は必要？ それとも不要？ 確認してみよう

《スタート》

医療機関との間で直接支払制度を利用する契約を締結した

いいえ

申請が必要です

はい

出産の医療機関では産科医療補償制度に加入している

いいえ

出産費用が39万円以上であった

はい

出産費用が42万円以上であった

はい

申請は不要です

いいえ

差額分の申請が必要です

メールでご相談の方

メールアドレス

k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号

075 (571)8611

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

※受付のみとさせていただきます。回答は、受付日の翌々営業日となります。

二十四時間受付(※)しています

★ ★ 行く時間がない方 遠くて行けない方 ぜひご利用下さい

年金事務所や年金相談センターに 黙って待つだけでは年金を受給することはできません。

「ねんきん」
無料相談受付中

労働保険加入状況をインターネットで確認できます

一人でも雇ったら、加入！

従業員を1人でも雇った場合には、事業主は労働保険に加入するよう義務付けられています。しかし、残念ながら加入していない事業主も存在します。

このような未加入の事業主のもとで働く従業員は、労災事故にあったときや失業したときなどに、速やかに労災補償や失業

給付を受けられない可能性があります。

加入状況を確認できます

このような未加入事業主をなくそうと、厚生労働省は「労働保険の適用事業場検索」を厚生労働省ホームページ上に開設し、誰にでも簡単に事業主が労働保険に加入しているかどうか、を確認できるようにしました。

事業所在地の都道府県名と、事業主名または所在地を入力すると、労働保険の加入状況を確認することができます。

【厚生労働省ホームページ】
「行政分野ごとの情報」の「労働基準」↓「労働保険の適用徴収」↓「労働保険に関する総合情報はこちら」↓「労働保険適用事業場検索」で閲覧！

一月の労務手続 「提出先・納付先」

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出 「給与の支払者」

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え 「給与の支払者」

一〇日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

三〇日

○労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、一〇月～十二月分）

「労働基準監督署」

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

所得税の扶養控除が見直しされ、今年から16歳未満に対する扶養控除廃止や特定扶養親族の範囲が19歳以上23歳未満に変更されました。子ども手当の財源を確保するとはいえ、気が付けば単なる増税で終わらないよう目を光らせていなければ…（ぎん）

Q 当社では、1日の残業時間について30分刻みで時間をカウントしています。たとえば1日の残業時間が1時間45分の場合には、1時間30分としての残業代を支払っています。ところが、最近入社した社員が「残業時間の計算が間違っているのではないか」と言ってきました。どこが間違っているのでしょうか。

時間外労働時間の端数処理

A 時間外の割増賃金を計算する場合には、原則として、たとえ1分であっても労働時間としてカウントしなければなりません。たとえば、1日の残業時間が1時間45分の日と2時間10分の日があれば、2日間の合計3時間55分を残業時間として時間外の割増賃金を計算しなければいけません。しかし、分刻みの残業時間管理が給与計算上煩雑になることもあります。

そこで、以下の方法での端数処理は「これを、違反として取り扱わない」（S63.3.14基発第150号）としています。

- (1) 1か月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。
- (2) 1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げること。
- (3) 1か月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、(2)と同様に処理すること。

つまり、1日を単位にして、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは違法となります。

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>